

# 調布市立小・中学校プールのあり方に係る検討委員会設置要綱

令和7年11月19日教育委員会要綱第16号

## 第1 設置

調布市立小・中学校プール(以下「学校プール」という。)のあり方について、総合的な検討を行うことを目的として、調布市立小・中学校プールのあり方に係る検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

## 第2 所掌事項

検討委員会は、次の各号に掲げる事項について、検討協議する。

- (1) 学校プールのあり方に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関すること。

## 第3 組織

検討委員会は、教育長が依頼し、又は任命する次の各号に掲げる者10人以内をもって組織する。

- (1) 調布市立小学校長会会長
- (2) 調布市立中学校長会会長
- (3) 調布市公立学校PTA連合会会長又は会員
- (4) 市長部局の職員
- (5) 教育委員会事務局の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

## 第4 任期

委員の任期は、教育長が依頼し、又は任命した日から第2に規定する所掌事項が完了するまでとする。

## 第5 委員長及び副委員長

検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員のうちから互選で定め、副委員長は委員長の指名による。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、その職務を代理する。

## 第6 招集等

検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

## 第7 意見の聴収等

委員長は、検討委員会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を検討委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

## 第8 検討部会

検討委員会は、検討部会を置くことができる。

- 2 検討部会は、委員長の指名する者をもって組織する。

## 第9 庶務

検討委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

## 第10 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

### 附則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。